

平成31年かすみがうら市議会第1回臨時会
市長提出議案概要書

平成31年1月28日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	1
議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	3
議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	5

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 4 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	8
---------	--------------------------------	---

議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
1 要 旨 国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成 3 0 年 8 月 1 0 日に出された人事院勧告に伴い、特定任期付職員の給料表及び期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。 2 内 容 (1) 給料表の改定 全ての号給を、それぞれ 1, 0 0 0 円の引き上げ (2) 期末手当支給月数の改定 ア 平成 3 0 年度の支給月数 (合計 3. 3 5 月) ・ 0. 0 5 月分を 1 2 月期で引上げ 6 月期 1. 6 5 月 (変更なし) 1 2 月期 1. 6 5 月⇒1. 7 月 (0. 0 5 月の引上げ) イ 平成 3 1 年度以降の支給月数 (合計 3. 3 5 月) ・ 6 月期と 1 2 月期の支給月数を平準化 6 月期 1. 6 5 月⇒1. 6 7 5 月 (0. 2 5 月の引上げ) 1 2 月期 1. 6 5 月⇒1. 6 7 5 月 (0. 2 5 月の引下げ)	

3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、一部（平成31年度以降の期末手当支給月数の改定）の規定については、平成31年4月1日から施行する。

(2) 給料表の改定及び平成30年度の期末手当支給月数の改定については、平成30年4月1日から適用する。

〔 総務部：総務課 〕

議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
1 要 旨 国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成 30 年 8 月 10 日に出された人事院勧告に伴い、平成 30 年度及び平成 31 年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。 2 内 容 (1) 期末手当支給月数の改定 ア 平成 30 年度の支給月数（合計 3.35 月） ・ 0.05 月分を 12 月期で引上げ 6 月期 1.575 月（変更なし） 12 月期 1.725 月⇒1.775 月 (0.05 月の引上げ) イ 平成 31 年度以降の支給月数（合計 3.35 月） ・ 6 月期と 12 月期の支給月数を平準化 6 月期 1.575 月⇒1.675 月 (0.1 月の引上げ) 12 月期 1.725 月⇒1.675 月 (0.05 月の引下げ) ウ 対象者：市長、副市長、教育委員会教育長 ※市議会議員についても、本条例の例により引き上げとなる。	

3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、平成31年度以降の期末手当支給月数の改定については、平成31年4月1日から施行する。

(2) 平成30年度の期末手当支給月数の改定については、平成30年4月1日から適用する。

〔 総務部：総務課 〕

議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成 30 年 8 月 10 日に出された人事院勧告に伴い、平成 30 年度以降の給料表、平成 30 年度及び平成 31 年度以降の勤勉手当等の見直しを行うことにより、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。 2 内 容 給与勧告の骨子（一部抜粋） ○本年の給与勧告のポイント 月例給、ボーナスともに引上げ ① 民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げる。（平均改定率 0.2%） ② ボーナスを引上げ（0.05 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分 （1） 給料表の改定 平均 0.2% の引上げ （2） 宿日直手当の改定 4,200 円⇒4,400 円 (200 円の引上げ) （3） 再任用職員以外の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定 ア 平成 30 年度の勤勉手当の支給月数 (勤勉手当と期末手当の合計 4.45 月) ・ 勤勉手当 0.05 月分を 12 月期で引上げ 6 月期 0.9 月（変更なし） 12 月期 0.9 月⇒0.95 月 (0.05 月の引上げ)	

期末手当（変更なし）

6月期 1. 2 2 5月

1 2月期 1. 3 7 5月

イ 平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数
（勤勉手当と期末手当の合計4. 4 5月）

・期末手当の6月期と1 2月期の支給月数を平準化

6月期 1. 2 2 5月⇒1. 3月

（0. 0 7 5月の引上げ）

1 2月期 1. 3 7 5月⇒1. 3月

（0. 0 7 5月の引下げ）

・勤勉手当0. 0 5月分を6月期と1 2月期で引上げ

6月期 0. 9月⇒0. 9 2 5月

（0. 0 2 5月の引上げ）

1 2月期 0. 9月⇒0. 9 2 5月

（0. 0 2 5月の引上げ）

（4） 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

ア 平成30年度の勤勉手当の支給月数

（勤勉手当と期末手当の合計2. 3 5月）

・勤勉手当0. 0 5月分を1 2月期で引上げ

6月期 0. 4 2 5月（変更なし）

1 2月期 0. 4 2 5月⇒0. 4 7 5月

（0. 0 5月の引上げ）

期末手当（変更なし）

6月期 0. 6 5月

1 2月期 0. 8月

イ 平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数
(勤勉手当と期末手当の合計2.35月)

・期末手当の6月期と12月期の支給月数を平準化

6月期 0.65月⇒0.725月

(0.075月の引上げ)

12月期 0.80月⇒0.725月

(0.075月の引下げ)

・勤勉手当0.05月分を6月期と12月期で引上げ

6月期 0.425月⇒0.45月

(0.025月の引上げ)

12月期 0.425月⇒0.45月

(0.025月の引上げ)

3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、一部(平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改定)の規定については、平成31年4月1日から施行する。

(2) 給料表の改定、宿日直手当の改定及び平成30年度の勤勉手当支給月数の改定については、平成30年4月1日から適用する。

[総務部：総務課]

議案第 4 号	平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
---------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 千 5 0 6 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 6 8 億 3 千 6 0 4 万 2 千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	178, 003	25, 065	203, 068
歳入合計	16, 810, 977	25, 065	16, 836, 042

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
議会費	143, 300	181	143, 481
総務費	1, 852, 709	14, 257	1, 866, 966
民生費	6, 261, 024	1, 286	6, 262, 310
衛生費	1, 318, 435	316	1, 318, 751
農林水産業費	652, 337	219	652, 556
商工費	412, 497	244	412, 741
土木費	1, 805, 242	850	1, 806, 092
消防費	934, 723	1, 400	936, 123
教育費	1, 219, 057	6, 312	1, 225, 369
歳出合計	16, 810, 977	25, 065	16, 836, 042

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	181	総務課
イ 総務費の事業費		
職員人件費	14,257	総務課
ウ 民生費の事業費		
職員人件費	615	総務課
大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業	671	大塚児童館（子ども家庭課）
エ 衛生費の事業費		
職員人件費	316	総務課
オ 農林水産業費の事業費		
職員人件費	219	総務課
カ 商工費の事業費		
職員人件費	244	総務課
キ 土木費の事業費		
職員人件費	850	総務課
ク 消防費の事業費		
職員人件費	1,400	総務課
ケ 教育費の事業費		
職員人件費	1,948	総務課
市民ふれあいスポーツ推進事業（政策）	4,364	スポーツ振興課

(4) 繰越明許費の追加

款 10 教育費 項 5 保健体育費

市民ふれあいスポーツ推進事業（政策） 3, 564千円

〔 市長公室：政策経営課 〕

